

## ☆ 分娩費用のお知らせ ☆

当院では、費用のお支払いについて、直接支払制度のご利用をお勧めしています。

直接支払制度ご利用されると、退院時の支払いが50万円差し引かれます。尚、ご利用に当たっては、事前に意思確認書類の提出と、入院時に有効な健康保険証の確認が必要です。

また、お支払いにはクレジットカードのご使用が可能です（1回払い・リボ払いのみ）。ご使用に際して、事前に限度額のご確認をお願いします。

◎正常分娩（5泊6日） 50万円～55万円（時間外、休日割増はありません）

◎帝王切開分娩（5泊6日） 60万円～63万円（保険負担分を含む）

- ※ 概算ですので、保険診療の有無、材料費等により金額が異なります。
- ※ 入院費には産後1か月健診までの外来での指導料が含まれています。
- ※ 出産育児一時金（50万円）直接支払制度ご利用により差額のみのお支払いとなります。
- ※ 入院中の購入品は退院時に精算させていただきます。
- ※ B型・C型肝炎などの感染症の場合、消耗品等の諸経費を加算させていただきます。
- ※ 産科医療補償制度掛金は出産育児一時金に含まれています。
- ※ 当院での分娩経験がある方は割引特典（-2万円）があります。

### ◎個室差額料金および分娩前入院・入院延期料金

広い個室 5,000円/日

分娩前入院 5,500円/日

退院延期（1泊） 10,000円/日

保険適用入院はこの限りではありません。

#### 《出産育児一時金とは》

分娩・入院費用は基本的に健康保険がきかず高額な自費出費になります。この負担を軽減するために健康保険組合から給付されるのが出産育児一時金です。どの健康保険組合に加入していても、一律50万円が支給されます。

支給方法として2通りあります。

- ・ 医療機関等への直接支払制度 医療機関と合意文書を交わし、医療機関が申請  
→医療機関に直接支給のため退院時の支払いの負担が軽減されます。
- ・ 事後申請 医療機関と合意文書を交わし、産後に加入の保険組合に本人（家族）が申請  
→本人に支給されるため、退院時の支払いは自己負担となります。

※ 詳細については当院受付または加入の健康保険組合までお問い合わせ下さい。

★費用については変更することがあります。悪しからずご了承くださいませ。